

地域移行支援利用交通費給付事業

1. 概要

指定一般相談支援事業者（以下「事業者」という）が地域移行支援サービスを提供する場合、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号)」の規定により、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを当該利用者から受けることができるとされています。

本市においては、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることや、障がい者支援施設についても市外施設に入所している方が多いことから、大阪市内の事業者が市外の障がい者支援施設や精神科病院等（以下「入所施設等」という）の入所・入院者に対して地域移行支援を提供する場合には交通費の負担が生じることとなり、これが地域移行支援の利用が進まない理由の一つとなっています。

今般、この通常の事業の実施地域以外の地域の入所施設等を訪問する時に必要となる交通費について、利用者に給付することにより、地域移行支援の利用を促進することとしたものです。

2. 本事業の対象者

次の①～③の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①大阪市から地域移行支援の給付決定を受けていること
- ②入所施設等が大阪市以外にあること
- ③入所施設等の所在地が、地域移行支援を提供する事業者の運営規程に定める通常の事業の実施地域外であること

3. 支給額

事業者が入所施設等へ利用者を訪問する際に要した交通費の額とします。

※公共交通機関を利用した場合であって、最も経済的かつ合理的な経路によるものに限る
なお、1日あたり、1往復に要した費用を限度とし、1日の上限額を5,000円とします。

(ただし、精神科病院に入院している利用者を訪問する場合にあっては1日の上限額を2,000円とします)

4. 支給の流れ

地域移行支援利用交通費については、本来、利用者が負担するものであり、利用者個人への給付となるため、本事業の利用申請は利用者本人からの申請となります。

しかしながら、交通費については最終的には利用者から事業者へ支払われるものであることから、申請や受領にかかる負担等を考慮し、本人からの申請について各事業者が取りまとめたうえで、事業者を通して大阪市に申請し、大阪市から直接事業者へ支払うこととします。

ただしそのために、利用者と事業者との間で、請求・受領に関する委任契約を締結していただきます。

【参考】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」より抜粋

(地域相談支援給付費の額等の受領)

- 第十七条 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域移行支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。
 - 3 指定地域移行支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しなければならない。
 - 4 指定地域移行支援事業者は、第二項の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得なければならない。